

令和5年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、また令和2年度からは毎年10月から12月の3か月間を「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）として、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会（以下「講習会等」という。）などの普及・啓発活動をはじめ、その取組内容の広報を積極的に進めるなど、法令遵守に関する活動を集中的に実施しているところである。

今年度についても、引き続き、10月から12月の期間において、下記により、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていくものとする。

記

1. 期間

令和5年10月1日～12月28日

2. 主催

国土交通省及び都道府県

3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

4. 主な実施内容

（1）建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

上記期間は、建設企業に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

①ポスターの掲示

関東地方整備局（本局、事務所）、都県及び建設業関係団体施設においてポスターを掲示する。

②ホームページ等を通じた広報

取引の適正化に関する普及・啓発のため、関東地方整備局、都県等のホームページ、SNS等を活用し広報を行う。

③様々な機会を活用した啓発活動

建設業許可書の発送時など、建設業法に関する解説、その他関連資料を同封し、法令遵守、取引の適正化について啓発活動を行う。

(2) 建設企業等を対象とした講習会の開催

①建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設企業等を対象として、関東地方整備局及び管内都県で開催される講習会等での説明、各種相談窓口等の周知を行う。

●w e b講習会（オンデマンド配信）

実施期間：令和5年10月2日（月）～令和5年12月28日（木）

講習内容：I 「建設業の法令遵守等について」（関東地方整備局）

- ・建設業法違反等行為事例と留意点
- ・建設業の働き方改革の推進
- ・建設工事における適正な工期の確保に向けて

II 「建設業の適正取引に向けて～実際のトラブル事例を踏まえて～」
(公益財団法人建設業適正取引推進機構)

※下記の関東地方整備局のホームページにアクセスすることにより、どなたでも受講することができます。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/kensan0000045.html>)

●管内都県で実施される講習会等での説明（都県や建設企業団体からの要請による）

※講師の派遣等については、建政部建設産業第一課 調査第一係までお問い合わせください。

●ホームページ等、関連リンク先のご紹介（上記、アドレスにリンク先を掲載）

- ・CCUS関係（一般財団法人建設業振興基金）
- ・インボイス制度関係（国税庁）
- ・建設業の時間外労働の上限規制について（厚生労働省）

(3) 立入検査等の実施

期間内は、関東地方整備局が通常行う建設企業への立入検査を重点的に実施とともに、管内都県と連携を図り、合同で立入検査等も実施し、立入検査の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導等を行う。

とりわけ、令和6年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを踏まえ、適正な工期の確保に重点を置き、必要な注意喚起を行う。

また、立入検査を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行う。

以上